

総学庶第853号

13-2

昭和61年10月23日

内閣総理大臣

中曾根康弘殿

日本学術会議会長

近藤次郎

我が国における学術研究の推進について—大学院の充実等を中心として—（要望）

標記について、日本学術会議第101回総会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

現在、我が国の経済は高度に発展し、平均的教育水準は国際的にみても高い。この基礎には、教育の整備や科学技術の水準の向上と普及がある。事実、大学における講義内容も多くの分野で高い水準にあり、優れた研究者も活躍している。我が国の多くの学問分野が明治以降の輸入から出発した歴史を考えれば巨大な進歩であった。

しかし、学術研究、特に基礎的研究についてみると、世界における日本の

貢献は、大局的には未だに小さいと言わざるを得ない。のみならず、基礎的研究を現状のままに放置しておくならば、将来の日本における学術の発展に重大な障礙を来すことも懸念される。我が国社会の将来のためにも、また、国際的に大きく寄与するためにも、我が国における学術を飛躍的に発展させ、日本の文化の一環として世界に誇り得る学術の伝統を形成していくことが必要である。

このことは、我が国将来に関わる大きな課題であり、そのためには、学術研究のみならず、政治、経済、行政その他に携わる多くの人々の真剣な努力を必要とするであろう。しかも、現在は、その実現に着手すべき時期が既に到来しているとおもわれる。

以上の見地から、我が国基礎的研究を根本において支えている大学、特に大学院の充実等を中心に提言したい。我々が特に重視しているのは次の諸点である。

- 1 大学院を強化、充実する。
- 2 研究者の層を厚くし、研究基盤を強化する。
- 3 研究者の自主性を尊重する。
- 4 地域における学術を振興する。
- 5 学術の国際交流を推進する。

なお、大学院の充実等を中心について考える際に常に考慮に入れておかなければならぬことは、人文科学、社会科学及び自然科学といった学問の分野によって事情が非常に異なることであり、このような分野による事情の相違を十分に踏まえた上で適切な配慮をする必要があることはいうまでもない。本要望は、その意味で広く学問分野を通じておおむね共通する問題であって、緊急性が認められる問題についてその改善策を提言するものであり、ある学

問分野に特有ではあるが重要性が極めて大きい具体的事項については、今後引き続き検討を加え、意見をとりまとめた上で提言を行っていくことを予定するものであることを明らかにしておきたい。

1 大学院を強化、充実する。

大学、特に大学院は、我が国の基礎的研究を担う最も基本的な研究機関であり、同時に我が国の将来の学術を推進する研究者と高度の専門家を養成する教育機関である。研究と教育の二つの機能が相表裏しつつ、それを強化していくところに大学院の特色があり、その教育機関としての機能も研究機関としての実力に大きく依存している。大学院は、戦後徐々に整備されて今日に至ったが、将来を考えればもちろんのこと、現在においても、強力な研究機関として機能する上で大学院の位置づけや予算、定員等について不十分な点が極めて多い。このため、大学院を根本的に改善強化することが急務である。

また、教育面においても、学問の急速な進歩に対応し得るよう長期的展望にたって、大学院を抜本的に強化充実することが必要である。このためには、大学院でどのような人材を養成すべきかという基本問題の検討の上に立って、大学院の制度や運営について、特に学部並びに修士課程及び博士課程それぞれの教育の内容や期間などについて、大学自体が自主的に検討し、改善すべき点は積極的かつ的確に実現していくことが必要である。

大学院を研究面でも教育面でも強化充実するためには必要な人員、設備、建物面積及び経常費等を十分に確保することが極めて重要である。また、国立大学のみならず、公私立大学の大学院に対しても国が必要な援助を行うべきである。

大学院を強化充実し、その研究教育機能を活性化するために、①研究、

教育を支援する組織体制の整備充実を図ること、②産業界を含む学術研究諸機関の研究者及び研究従事者の協力を得る制度や研修又は再教育のために大学院に受入れる制度の一層の弾力化を図るなど他の学術研究諸機関との連係を強める措置を拡充すること及び③大学院等への民間等からの寄附等を促進するため、税制上の優遇措置を改善するとともに、受入れ資金をより一層弾力的に運用できるようにすることも極めて重要である。

2 研究者の層を厚くし、研究基盤を強化する。

我が国は、明治の早い時期から大学を設立して科学者、技術者の養成に努めてきたが、その後の大きな転機は、戦後の教育改革により多数の国公私立の大学が全国に新設されたことであった。更に、高度成長期における大学の拡張が続き、これにより今日の社会、文化、産業を担う人々が養成された。現在の学問水準もこの時期における研究と教育の充実を除いて考えることはできない。

しかし、学術の基礎的研究の分野についてみると、我が国の科学者の層の厚さは、欧米の先進諸国に比べて未だに不十分である。（注1）

ところで、我が国が今後、社会、文化、産業等の各局面で高度の進歩を必要とするに従って、学術の基礎的研究への依存度が増大することは明らかである。そのため、学術の基礎的研究の現在の状態を改善することは不可欠であり、次の点について基本的な対策をたてて、実現していくことが必要である。

- (1) 大学、大学院及び関連研究所の拡充並びに官庁及び民間企業の研究所の基礎部門の充実等により、基礎的研究を強化し、研究者の層を厚くする。
- (2) 学問分野ごとの状況に対応した多様性と柔軟性をもって大学院の拡充

と定員の充足率の向上を図る。

(3) 奨学金制度の拡充及びポスト・ドクトラル・フェロー等の枠の拡大を図る。特に現在改善措置が進められている日本学術振興会の特別研究員制度の一層の拡充が期待される。

なお、研究者の層を厚くすることとの関連で、研究者の質の向上を図るために、研究機関の間の人事の流動性を高め、新鮮な刺激に満ちた活発な研究環境を作っていくことが望ましい。その際、人事交流によって研究者の待遇などの点で不利益が生じないような対策も必要である。

3 研究者の自主性を尊重する。

我が国の基礎的研究を充実し、多くの独創的研究が生まれるまでに推進することは、最終的には研究者と研究機関自体の努力に帰せられるものである。しかし、その努力が勇気づけられ、活かされるためには、研究者の自主性、能力が十分に発揮される環境、条件を整える必要がある。

既成の構想の中で結果も予測できるような研究にとどまらず、冒険的であっても新しい構想に基づく研究も奨励されること、あるいは、すぐに成果につながることにとらわれずに、将来大きく発展する可能性がある研究を評価することなども不可欠である。このような研究は、研究者の判断と自主性が十分尊重されることなしには行われ得ないことである。

研究者の自主性の尊重ということの基礎には、学問の自由が社会において尊重されることが重要であるが、同時に、研究者がその倫理的、社会的責任の重かつ大であることを自覚して学術研究を進めることも肝要であることを、特に指摘しておきたい。

4 地域における学術を振興する。

今日、基礎的研究を十分に発展させるためには、研究基盤が広く整備さ

れ、各地で特色をもった研究が行われて、研究者の交流、人事の流動なども活発に行われることが必要である。

現在は多数の大学が大都市圏に集中しているが、そのほかの各地にも国公私立の大学が戦後新設され、これらの大学の多くは既に大学院をもち、全国的な研究基盤の一部となって、多数の研究者が活発に研究を続け、地域の学術の柱としての役割を担っている。

これらの新設大学は、我が国の基礎的研究にとって極めて重要な基盤であるが、それらの大学の持つ機能がなお十分に発揮されていない面もみられる。地域の学術の中心としての役割と優れた研究基盤としての機能を果たせるよう、それらの大学を強化するため、人員、設備、経常費などの早急な整備充実が必要である。

次に、大都市圏の大学も含めて、地域の大学、研究機関の研究者等の共同利用に供される研究施設（研究機構）の設立が強く望まれる。この種の共同利用研究施設は、個々の大学、研究機関に設置することが困難な高価な先端的研究用機器を中心とするものあるいはその地域で企画される研究テーマを中心とするものなどについて必要性が認められるが、それらは、地域にある個々の大学等の充実とあいまって、地域の学術の振興に大きく寄与することになる。（注2）

5 学術の国際交流を推進する。

現代の学術研究には、分野によって程度の差はあるが、全体としてみると、充実した国際交流が不可欠のものとなっている。欧米の先進諸国の中では、国などの大きな支援のもとに、研究者の長期短期の滞在を含む国際交流が極めて活発に行われている。これらの諸国は、先端的な研究交流だけでなく、多数の若い人々を学生、大学院生、研究員として、発展途上

国を含む多くの国々から受入れ、自国からも人を送り出している。

我が国の場合、基礎的研究の国際交流は、先進諸国と比べて人数も機会も限られており、外国人研究者、学生の受入れ体制も本格化したとは言えない。

学術の国際交流については、国として根本的な改善策をたてて、きめ細かく実行することが必要であるが、特に我が国が基礎的研究の分野において国際的に大きく貢献しうるために早急に着手すべきことは、次の諸点である。

- (1) 日本学術振興会などの国際交流枠を飛躍的に拡充するとともに、広く研究者の長期短期の海外派遣制度を整備拡充し、若い研究者も十分利用できるようにする。
- (2) 大学に外国人客員講座（部門）を新增設し、また、中期短期の外国人研究者の招へい制度を整備する。
- (3) 科学研究費補助金を学術研究の国際交流にもより一層使用できるようになり、特に、優れた研究成果をあげている若手研究者に国際的な学会等に積極的に参加する機会を与える。
- (4) 外国人生徒、特に大学院生の受入れについて施設、設備及び教員等の充実を図る。

注 1

我が国における研究者数は、昭和60年度総務庁統計局「科学技術研究調査報告」によれば447,700人であるが、研究本務者数の推移は、表に示す通りで、年とともに増加している。会社等（総務庁科学技術研究調査の定義による所定の会社及び特殊法人）の研究者の増加に比して大学等及び研

究機関（人文・社会科学及び自然科学に関する試験研究又は調査を業務とする国・公・民営の研究機関）の研究者の増加率が少ない。そのため、昭和55年には大学等及び研究機関の研究者が全体の52.3%を占めていたのに、昭和60年には48.4%に低下している。

また、文部省学術審議会学術研究体制特別委員会の研究者の養成・確保に関する専門小委員会（早川幸男主査）の調査（昭和58年）によれば、大学等、研究機関及び会社等の研究者の新規需要の推計を行ったところ、次のようであった。

(1) 大学等の研究者数

昭和55年を基準として本務教員数と入学定員の比率が一定に保たれるよう、高等教育の規模に関する将来計画による昭和67年度までの入学定員増の目途に合わせて、本務教員に対する新規需要が発生するものと推定する。

(2) 研究機関の研究者数

昭和57年に民間学術機関に委託して研究者予測調査を実施したところ、昭和75年までほぼ横ばいで推移するとの結果が得られた。

(3) 会社等の研究者数

前記の研究者予測調査の結果、研究者数はほぼ実質国民総生産の増加に比例して増加するとの結果が得られた。

以上の推移に基づいて、実質国民総生産が今後昭和75年（2000年）まで毎年3%の増加を示すものとすれば、2000年における我が国の研究者は、大学等が32%，研究機関が6%，会社等が62%を占めることになる。基礎的研究の定義についてはいろいろ議論もあるが、少なくとも特定の会社の利益に直結しない研究に従事する研究者数の割合が今後年々低下す

ることは憂うべきことである。

表 研究本務者数の推移

| 区分 | | 研究本務者数(100人) | | | | | 非農林雇用者 (B) (万人) | 非農林雇用者 1万人当たり 研究本務者数 (A/B)(人) |
|----------------|-----|--------------|-------|------|------|-----------|-----------------------|--|
| | | 総数 (A) | 男 | 女 | 会社等 | 研機 研究関 | | |
| 実 数 | 55年 | 3634 | 3406 | 228 | 1732 | 318 | 1584 | 3941 |
| | 56 | 3795 | 3569 | 226 | 1849 | 337 | 1609 | 4008 |
| | 57 | 3926 | 3692 | 234 | 1929 | 364 | 1633 | 4068 |
| | 58 | 4060 | 3808 | 252 | 2011 | 348 | 1701 | 4176 |
| | 59 | 4353 | 4078 | 275 | 2239 | 356 | 1758 | 4236 |
| | 60 | 4477 | 4191 | 286 | 2311 | 360 | 1806 | 4264 |
| 対増 前加 年率 | 55年 | 6.5 | 6.2 | 11.1 | 10.2 | 2.9 | 3.4 | 2.5 |
| | 56 | 4.4 | 4.8 | -0.9 | 6.8 | 6.0 | 1.6 | 1.7 |
| | 57 | 3.5 | 3.4 | 3.5 | 4.3 | 8.0 | 1.5 | 1.5 |
| | 58 | 3.4 | 3.1 | 7.7 | 4.3 | -4.4 | 4.2 | 2.7 |
| | % | 59 | 7.2 | 7.1 | 9.1 | 11.3 | 2.3 | 3.4 |
| | % | 60 | 2.8 | 2.8 | 4.0 | 3.2 | 1.1 | 2.7 |
| 構成比 | 55年 | 100.0 | 93.7 | 6.3 | 47.7 | 8.7 | 43.6 | |
| | % | 60 | 100.0 | 93.6 | 6.4 | 51.6 | 8.1 | 40.3 |

資料：非農林雇用者は、総務省統計局「労働力調査報告」59年までは年平均、60年は上半期平均による。

注2 具体的に考えられるものとして、次のようなものを挙げることができ
る。

- (1) 研究テーマを選び、一定期間、例えば5年～10年にわたって、優れた人材によるプロジェクト研究を推進する。その母体は、国内外の大学、国公私立の研究所、産業界に求め、この期間出向する形式が考えられる。
- (2) 地域的共同利用研究施設として先端的機器を整備し、その運転要員を確保する。
- (3) 地域資料をはじめとする研究資料を収集整備し、その共同利用の場とする。

(4) これらの施設は、国内国際を問わず、研究会その他学術研究の交流の場とする。

本信送付先

內閣總理大臣

本信写送付先